

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学旅費規則（平成16年規則第14号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （役職員以外の者に対する旅費） 第2条 規則第4条第4項の規定により役職員以外の者に対して支給する旅費については、<u>業務</u>の内容、旅行依頼を受けた者の学識経験、社会的地位等を考慮して、当該者をこれと同等と認められる役職員相当の支給区分による旅費とする。 2 〔省略〕 （旅行取消等の場合における旅費） 第3条 規則第4条第5項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。 (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について規則により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>国内宿泊料又は外国宿泊料等（現地交通費含む）</u>の額をそれぞれ超えることができない。 (2)・(3) 〔省略〕 〔省略〕 （旅行命令簿等の様式） 第6条 規則第5条第3項に規定する旅行命令簿等の様式は、<u>別紙様式第1号</u>によるものとする。	〔省略〕 （役職員以外の者に対する旅費） 第2条 規則第4条第4項の規定により役職員以外の者に対して支給する旅費については、<u>用務</u>の内容、旅行依頼を受けた者の学識経験、社会的地位等を考慮して、当該者をこれと同等と認められる役職員相当の支給区分による旅費とする。 2 〔省略〕 （旅行取消等の場合における旅費） 第3条 規則第4条第5項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。 (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について規則により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃<u>又は宿泊料</u>の額をそれぞれ超えることができない。 (2)・(3) 〔省略〕 〔省略〕 （旅行命令簿等の様式） 第6条 規則第5条第3項に規定する旅行命令簿等の様式は、<u>別紙様式</u>によるものとする。 <u>（路程の計算）</u> <u>第7条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところにより行うものとする。</u> <u>(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程</u> <u>(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程</u> <u>(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者に</u>

(旅行命令等の変更の申請) <u>第7条</u> 旅行者は、規則第6条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。	<u>より証明された路程</u> <u>2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。</u> <u>3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。</u> <u>4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。</u> <u>5 前2項の規定により陸路の路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。</u> <u>6 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前5項の規定の趣旨に準じて行うものとする。</u> (旅行命令等の変更の申請) <u>第8条</u> 旅行者は、規則第6条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。 <u>(旅費の請求書の様式等)</u> <u>第9条</u> 規則第12条第1項に規定する所定の請求書（以下「旅費請求書」という。）の様式の取扱いについては、別に定める。 <u>(鉄道賃等)</u> <u>第10条</u> 「鉄道賃」又は「船賃」とは、鉄道事業法第16条又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条（同法第23条の2の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づいて、鉄道運送事業者、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金をいう。 <u>2 「特別車両料金」とは、鉄道事業法第16条の規定に基づいて、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項に規定する新会社（以下「旅客会社等」という。）が定めた特別車両の料金をいい、旅客会社等所有の特別車両が旅客会社等以外の鉄道運送事業者の線路に運行される場合に、当該鉄道運送事業者が鉄道事業法第16条の規定に基づいて国土交通大臣への届出により定める当該特別車両の料金を含むものとする。</u> <u>3 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する路線による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金</u>
---	---

(航空賃)

第8条 規則第15条及び第26条に規定する航空賃については、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が最も経済的な一般に通常利用する経路及び方法によるものと認める場合に支給できるものとする。

2 〔省略〕

(車賃)

第9条 規則第16条及び第27条に規定する「路線バス以外の自動車等を業務上の必要により利用したと旅行命令権者が認める場合」とは、次の各号に定める場合とする。

(1)・(2) 〔省略〕

(旅費の調整)

第10条 規則第34条の規定による旅費の調整の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（規則に規定する旅費で、規則第34条の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち本学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合、その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実状に応じ、正規の旅費のうちの鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、国内宿泊料又は外国宿泊料等（現地交通費含む）の額の全部又は一部を支給しないものとする。
- (3) 旅行者が自宅等宿泊費のかからない施設等を利用する場合は、国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）は支給しないものとする。

として支給するものとする。

4 特別車両料金を徴する客車を運行する路線における特別車両料金は、片道経路50キロメートル以上旅行する場合で、かつ、旅行命令権者が特に必要と認めた場合に限り、当該料金を支給することができる。

5 規則第14条第1項の座席指定料金は、一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。

6 規則第15条第1項の座席指定料金には、船室の設備の利用料金は含まないものとする。

(航空賃)

第11条 規則第16条に規定する航空賃については、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合に支給できるものとする。

2 〔省略〕

(車賃)

第12条 規則第17条及び第31条に規定する「路線バス以外の自動車等を業務上の必要により利用したと旅行命令権者が認める場合」とは、次の各号に定める場合とする。

(1)・(2) 〔省略〕

(旅費の調整)

第13条 規則第38条の規定による旅費の調整の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（規則に規定する旅費で、規則第38条の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち本学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合、その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実状に応じ、正規の旅費のうちの鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、且当、宿泊料又は食卓料の額の全部又は一部を支給しないものとする。
- (3) 旅行者が宿泊費のかからない施設等を利用する場合には、宿泊料の額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。ただし、自宅を利用する場合には、宿泊料の全額を支給しないものとする。
- (4) 鉄道旅行又は水路旅行の場合において、当該旅行の目的又は緩急の度合いにより正規の旅費の鉄道賃又は船賃の額のうちの所定の旅客運賃、急行料金（特別急行料金及び準急行料金を含む。）、特別車両料金、座席指定料金又は特別船室料金を支給する必要がある場合には、これを支給しないものとする。

(4) 旅行者が旅行中の業務上の疾病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の旅費のうちの所定の国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）を支給する必要がある場合には、当該療養中の国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）の額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 通勤手当認定経路における交通費については、支給しないものとする。

(6) 会議開催通知等により予め宿泊所が指定されている場合、又は附属学校における修学旅行等の宿泊行事において選択できる宿泊所が僅少であることから、当該宿泊所に宿泊することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合であって、当該宿泊所の国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）が規則第17条に定める国内宿泊料及び第28条に定める外国宿泊料等（現地交通費含む）の定額を超える場合については、超える額に相当する額を支給することができる。

(7) 用務先までの移動時間、業務の円滑な遂行に際して必要となる設備等、一定の条件により宿泊所を検索した結果、規則第17条に定める国内宿泊料及び第28条に定める外国宿泊料等（現地交通費含む）の定額を超えることとなる宿泊所を利用することが真にやむを得ないと旅行命令権者が認める場合に限り、規則第17条及び第28条に定める国内宿泊料及び外国宿泊料等（現地交通費含む）の定額の3倍を限度として、実費額を支給することができる。

（旅費の支払方法の特例）

第11条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費等（以下「乗車券等」という。）について、旅行代理店等を利用して当該旅行のための乗車券等を取得した場合には、旅行者本人の請求によらず旅行代理店等の請求に基づき支払うことができるものとする。

（端数の取扱い）

第12条 この細則の定めによって算出した旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（出張の報告）

第13条 旅費の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者（本学の役職員に限る。）は、当該旅行を完了した後、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除き、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行について別紙様式第2号により報告しなければならない。

(5) 旅行者が旅行中の公務疾病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の旅費のうちの所定の日当及び宿泊料を支給する必要がある場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(6) 赴任に伴う実際の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた規則別表第3の移転料の定額による額を支給するものとする。

(7) 通勤手当認定経路における交通費については、支給しないものとする。

(8) 会議開催通知等により予め宿泊所が指定されている場合、又は附属学校における修学旅行等の宿泊行事において選択できる宿泊所が僅少であることから、当該宿泊所に宿泊することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合であって、当該宿泊所の宿泊料が規則第19条及び第32条に定める宿泊料の定額を超える場合については、超える額に相当する額を支給することができる。

(9) 用務先までの移動時間、用務の円滑な遂行に際して必要となる設備等、一定の条件により宿泊所を検索した結果、規則第19条及び第32条に定める宿泊料の定額を超えることとなる宿泊所を利用することが真にやむを得ないと旅行命令権者が認める場合に限り、規則第19条及び第32条に定める宿泊料の定額の3倍を限度として、実費額を支給することができる。

（旅費の支払方法の特例）

第14条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費等（以下「乗車券等」という。）について、旅行代理店等を利用して当該旅行のための乗車券等を取得した場合には、旅行者本人の請求によらず旅行代理店等の請求に基づき支払うことができるものとする。

（端数の取扱い）

第15条 この細則の定めによって算出した旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（出張の報告）

第16条 旅費の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者（本学の役職員に限る。）は、当該旅行を完了した後、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除き、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行について別に定める出張報告書により報告しなければならない。

〔省略〕

別紙様式第1号（第6条関係）「旅行命令簿等」

別紙様式第2号（第13条関係）「出張報告書」 〔別紙A参照〕

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

〔省略〕

別紙様式（第6条関係）「旅行命令簿等」

年 月 日

旅行命令権者 殿

出張報告書

所属部局
職 名
氏 名

旅行 命令 依頼 のとおり、出張したので下記のとおり報告します。

旅行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
用 務	
用 務 先	
宿 泊 先	・ 宿泊施設名 () ・ 住 所 () ・ 連 絡 先 () ☐ 別紙領収書のとおり ☐ 旅費細則第10条第6号及び第7号の規定に基づき、定額を超過したため 実費額を請求します。
備 考	